

「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」ヒアリング・メモ

中嶋 滋（連合・国際顧問、ILO 理事）

1. 原則的な考え方

- 1) 結社の自由・団結権は基本的人権であり、その保障は、国際労働基準の中核となっている。ただし、条約（87号）に規定する保障を警察および軍隊の構成員に適用する範囲については、国内法で定めるとされている。
- 2) 消防は、警察および軍隊とは異なる範疇であり、その構成員には当然に結社の自由・団結権は保障されるべきで、国内法による禁止もしくは制約は認められない。
- 3) 結社の自由・団結権保障の禁止もしくは制約を、労働規律の確保または治安維持のための手段としてはならない。
- 4) 組合の存在が、労働規律を乱したり、社会の安全・安心の阻害要因になったりすることはない。消防の場合も然りで、消防職員に団結権を保障している多くの国の実例が、そのことを示している。
- 5) この問題は、畢竟、民主主義の到達度あるいは成熟度に関する。

2. 早急な改善による民主主義の促進を

- 1) ILO 条約批准は、尊重・遵守の義務を伴う。条約の内容に沿った関係国内法の改正を含めた適用実施が求められる。
- 2) その義務の不履行（条約違反）に対しては、国際的な批判が加えられる。とくに、長年にわたって違反が指摘され是正が勧告されながら改善されない場合、国際ルールを守らない民主主義の達成度が低い国との評価を受ける。
- 3) 日本の消防職員の団結権に関する条約違反問題は、1972年に条約勧告適用専門家委員会で結論が出されて以降、40年近く違反状態の克服を求め続けられてきた長期に亘る違反事案であり、「日本は、何故、改善しようとししないのか」との声は大きい。
- 4) その声は、「改善しようとする政治的意思が全くない」という批判となっている。

3. 国際社会における名誉ある地位の確立にむけて

- 1) 経済力に依拠し存在感を示した時代は終焉した。ちなみに、ILO を含めた国連各機関への日本の分担金負担率は、最近の5年間で、19%台から16%台、12%台へと急激に落ちている。
- 2) 「アジアのリーダー」を自認した時代もあったが、今や、その地位は中国に急速に移行しつつある。
- 3) 国際社会で尊敬され名誉ある地位を確立するためにも、国際ルール違反＝条約の適用不実施の早急な改善が必要である。
- 4) その第1歩が、この問題の解決に他ならない。